

令和2年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画 実施状況(最終報告)

令和3年7月

推進計画	取組状況	取組状況の評価・効果								
<p>令和2年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>1. 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>(1) コンプライアンスに関わる講習会等の実施</p> <p>①新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施 新規採用者・転入者を対象に、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)のコンプライアンスに関する取組を説明する。 また、説明資料をイントラに掲載し、未受講者が自習できる環境を整える。</p> <p style="text-align: right;">対象者必修</p>	<p>【担当:人事厚生課・企画課・管理課】</p> <p>(つくば) ・令和2年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスを実施した。 (4月27日、28日つくば28/68名) ガイダンスについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、会議室に入室する職員数を制限し、同内容の講義を2日間に分けて開催した。 在宅勤務のため開催日に出席できない者には、各講義の要点や担当者をまとめた資料を配付し、自習により実施した。(40/68名) (横須賀) ・新型コロナウイルス感染症対策のため例年実施しているガイダンスは開催せず、説明資料をイントラに掲載し、自習により実施した。(21/21名)</p>	<p>・つくば庁舎では入室制限を実施しガイダンスを開催した。なお、横須賀庁舎では新型コロナウイルス感染防止を考慮しガイダンスの開催を見送った。</p> <p>・ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知することで、コンプライアンスの認識を向上させるよう努めた。</p> <p>・未受講者について、自習の実施を確認した。</p>								
<p>②外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施 職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>・公正取引委員会事務局課長補佐を講師に迎え、12月14日に官製談合防止法及び独占禁止法に関する講習会を実施した。(つくば28名、横須賀28名) ・講習会はつくば庁舎で行うが、横須賀庁舎へはテレビ会議システムにより配信を行った。 ・講習会テキストをイントラに掲載し自習出来る環境を整えた。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・受講により、官製談合の防止に向けて組織的に取り組む事が不可欠なこと及び職員の個人的なリスクについての認識が重要であるとの理解が深まるよう努めた。</p>								
<p>③コンプライアンス・ミーティングの実施 幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>・コンプライアンス・ミーティング実施状況</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">第1四半期. No30「Webサイト閲覧」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> <tr> <td>第2四半期. No31「請負代金の早期支払い要望について」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> <tr> <td>第3四半期. No32「兼業の制限」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> <tr> <td>第4四半期. No33「サービスの一環」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> </table>	第1四半期. No30「Webサイト閲覧」	実施部署64/64全所属	第2四半期. No31「請負代金の早期支払い要望について」	実施部署64/64全所属	第3四半期. No32「兼業の制限」	実施部署64/64全所属	第4四半期. No33「サービスの一環」	実施部署64/64全所属	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・身近なテーマでミーティングを実施し解説(説明)を行うことで、コンプライアンスに対する意識を強め、認識を深めるよう努めた。</p>
第1四半期. No30「Webサイト閲覧」	実施部署64/64全所属									
第2四半期. No31「請負代金の早期支払い要望について」	実施部署64/64全所属									
第3四半期. No32「兼業の制限」	実施部署64/64全所属									
第4四半期. No33「サービスの一環」	実施部署64/64全所属									
<p>④研究倫理に関する講習会等の実施 職員等を対象に、外部専門家による研究倫理等に関する講習会又はe-ラーニング等を実施する。 また、講習会を実施した場合は、説明資料等をイントラに掲載し、未受講者が自習出来る環境を整える。</p>	<p>【企画課・企画調整課】</p> <p>・今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響も考慮し、在宅勤務中でも問題なく教育が実施できるようe-ラーニング((独)日本学術振興会提供)を採用し、つくばでは、第1四半期～第2四半期にかけて、横須賀では、第3四半期に実施した。(つくば187/254名、横須賀34/40名) ・実施期間中に定期的に受講状況を確認、把握するとともに、未受講者には定期的に受講を促す対応を行った。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・研究者向けに研究倫理e-ラーニングの受講を呼び掛け、研究倫理意識の向上が図られるよう努めた。</p>								
<p>⑤文書管理に関する研修の実施 新規採用者、新任の文書管理者・文書管理担当者を対象に、公文書管理の自覚を促し適正な管理を行わせることを目的に研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">対象者必修</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>・1月に研修資料を対象者に送付し、自習による研修として実施した。 なお、研修対象者全員から自習済みの連絡を受けた。(つくば26名、横須賀3名) ・11月に全職員を対象にe-ラーニングを実施した(全職員実施済み)。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・研修対象者全員の受講を確認するとともに、全職員を対象にe-ラーニングを実施し、公文書管理の自覚と、適切な管理の意識向上が図られるよう努めた。</p>								
<p>(2) 発注者綱紀保持の周知徹底</p> <p>① 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を実施する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>・発注者綱紀保持事務担当者を講師とし、講義とDVD(公務員倫理研修DVD「破滅への道程」)を放映 (つくば10月23日実施(22名)、横須賀11月18日実施(34名)、19日実施(16名)) ・講習会資料をイントラに掲載し自習出来る環境を整えた。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・発注者綱紀保持に関する基本的な知識の習得に努めた。</p>								

推進計画	取組状況	取組状況の評価・効果
<p>② 発注者綱紀保持に関するe-ラーニングを実施し、正解率の低い設問については、講習会等で解説する等のフォローを行う。</p>	<p>・全職員を対象に10月にe-ラーニングを実施した。</p> <p>・実施したe-ラーニングで正解率の低かった設問について、講習会で解説する等のフォローを行った。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・e-ラーニングの正解率は平均で80%以上であった。</p> <p>・傾向としては、事業者との対応に関する理解が低い傾向が見られた。正解率の低かった設問については、講習会で詳細な解説を行うことにより、発注者綱紀保持に関する理解が深まるよう努めた。</p>
<p>③ 事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。また、e-ラーニングを通じて窓口の認知について把握する。</p>	<p>・4月の令和2年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスにおいて周知した。</p> <p>・コンプライアンス講習会において、不正行為に気づいた場合の報告と内部窓口及び外部窓口について周知徹底した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・不当な働きかけ等の報告方法や外部窓口について周知し、不正行為の拡大防止が図られるよう努めた。</p>
<p>(3) 国家公務員倫理の周知徹底</p> <p>国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。</p> <p>① 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。 ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。</p>	<p>【人事厚生課・管理課】</p> <p>国家公務員倫理月間(12月)において、以下の取組を実施した。 ・倫理月間の取り組みを全職員へメール周知及びイントラに掲載 ・ポスター掲示及び事業者向けパンフレットの配布 ・階層別自習研修を実施 対象:新たに幹部、課長補佐級となった職員、一般職員のうち昨年度未受講者(つくば 幹部6名/6名、課長補佐級8名/8名、一般職員123名/123名)(横須賀 幹部3名/3名、課長補佐級9名/9名、一般職員15名/15名) ・12月の幹部会議において、倫理月間実施にあたり、所長から幹部へメッセージを発信。そのメッセージを全職員にメールにて周知した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・階層別研修対象者全員の受講を確認した。新たに幹部、課長補佐級となった職員及び一般職員について、適切な倫理意識向上が図られるよう努めた。</p>
<p>② 全職員を対象にサービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。</p>	<p>全職員を対象にサービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを国家公務員倫理月間中の12月に実施した。(12月 つくば344名/360名)(12月 横須賀83名/100名) 実施者に回答・解説資料を配布して自己点検するよう指導した。 また、本省指示は「できるだけ回答するように促す」というものであったが、未実施者には実施を繰り返し促すとともに、イントラに国家公務員倫理審査会へのHPのリンクを貼り、セルフチェックをいつでも自己点検できる環境を整えた。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・未回答者に対して個別に複数回リマインドメールを送付することにより、実施率は約93%と昨年度(約67%)よりも大きく上昇し、国家公務員倫理の周知徹底を進めることができた。設問の正解率は約90%と高く、普段から職員がサービス・倫理に関する高い理解を持って仕事に臨んでいることが確認できた。</p>
<p>2. 交流研究員へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>交流研究員へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。</p> <p>(1) ガイダンスの実施【受け入れ時】</p> <p>新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。</p>	<p>【企画課・企画調整課】</p> <p>・交流研究員ガイダンスについて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、会場出席者を新規に受入れる者に絞って開催し情報漏洩の禁止を徹底した。また、継続者についても、ガイダンス資料を配付し、周知した。(4月1日つくば新規24/25名 継続21/21名 横須賀継続3/3名)</p> <p>(つくば) ・令和2年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスを実施しコンプライアンス全般について周知した。(4月27日、28日つくば交流研究員12/22名) 開催日に出席できない者には、各講義の要点や担当者をまとめた資料を配付し、自習により実施した。(10/22名)(横須賀) ・新型コロナウイルス感染症対策のため例年実施しているガイダンスは開催せず、説明資料をイントラに掲載し、自習により実施した。(3/3名)</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・新規に受入れる交流研究員を対象にガイダンスを行い、資料を配付、説明するとともに、昨年度より受入れている交流研究員には、メールにて資料を配付、周知することで、情報漏洩の禁止を主としたコンプライアンス意識の向上を図った。</p> <p>・転入者ガイダンスについては、資料をイントラへ掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知することで、コンプライアンス全般についての認識を向上させるよう努めた。</p>
<p>(2) コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】</p> <p>各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティングに、交流研究員も原則参加させており、コンプライアンス意識の向上を図った。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・ミーティング参加によりコンプライアンス意識の向上が図られるよう努めた。</p>

推進計画	取組状況	取組状況の評価・効果
<p>(3) 情報に関する注意喚起【終了時】</p> <p>交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。</p>	<p>【企画課・企画調整課】</p> <p>令和2年度交流研究員修了式(3月25・31日)において、情報漏洩の禁止について再度徹底を図った。</p>	<p>・計画通り実施することができた。</p> <p>・併せてメールでも周知を行い、情報漏えいの禁止等に関して再認識させるよう務めた。</p>
<p>3. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底【継続】</p> <p>(1) 入札・契約手続きの見直し</p> <p>コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえつつ、不正が発生しにくい手続きとして導入した参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続きの試行を引き続き実施する。</p>	<p>【会計課・施設課・管理課】</p> <p>・参加表明書と技術提案書を同時提出させる簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の試行については、4月～3月に契約したプロポーザル案件(225件)の全件に適用した。(つくば195件、横須賀30件)</p> <p>・併せて、設計・積算担当者と業者とが直接接する機会を減らすため、競争参加希望者に対する説明書の交付や参加表明書・技術提案書の提出等の手続きをWeb上で行える電子入札システムにより行うこととするについては、4月～3月に契約した全てのプロポーザル案件(225件)に適用した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の採用を基本としており、説明書交付など設計・積算担当者が業者に直接行っていた手続きは、電子入札システムのWeb上で担当者を介さずに行うこととなり、業者との接触機会が大幅に減少した。</p>
<p>(2) 情報管理の徹底</p> <p>技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。</p>	<p>・情報漏洩の防止や不公平な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収を徹底した。</p> <p>・なお、つくばでは6/15以降の入札・契約手続運営委員会等はペーパーレス会議システムにて開催しており、会議後の資料回収は不要となっている。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・技術資料等の業者名のマスキングと入札資料の回収を徹底しており、情報漏洩防止や不公平な評価の防止対策が堅持された。</p>
<p>4. 公的研究費等の適正な執行の徹底【継続】</p> <p>(1) 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。</p>	<p>【会計課・企画課・企画調整課】</p> <p>・今年度公的研究費の採択・交付を受けた研究者及び事務手続き担当者に対し、所内説明会を実施(8月5日 21名)し、研究倫理の遵守及び適正な執行について周知徹底を図った。(横須賀は、公的研究費の交付を受けた研究者がいないため、所内説明会は実施していない)</p> <p>・今年度の内部監査を1月19日に実施し、適正な管理が行われていることを確認した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・所内説明会を実施し公的研究費の適正な執行に係る意識の向上に努めた。また公的研究費の不正使用と研究活動における不正行為の防止について、定義と事例等を踏まえて学ぶことにより、意識の向上を図ることに努めた。</p>
<p>(2) 委託研究費について、不正防止、適正な執行(支出)を図るため、研究不正の防止、適正な執行に関して公募資料に記載し、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底する。</p>	<p>・審議会型委託研究においては、公募資料(募集要領等)に研究不正の防止、適正な委託研究費の執行に関して明記している他、国土交通省HPにて対応指針等を掲載した。</p> <p>・研究所公募型委託研究及び確認公募型委託研究においては、説明書に研究不正の防止、適正な委託研究費の執行に関して記載する他、国総研HPにて規程を掲載し公表している。これらにより、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底を図った。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・公募資料や説明書に研究不正の防止等を明記することにより、研究代表者のみならず委託研究に従事する全研究者にも研究不正の防止、適正な執行に対する意識の向上、遵守につながるよう努めた。</p>
<p>5. 情報システム管理の徹底【継続】</p> <p>情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会や標的型メール攻撃訓練等を実施する。また、情報管理の徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。</p> <p>(1) 情報セキュリティ講習会の実施</p> <p>① 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施</p> <p>② 所内職員に向けた講習会の実施</p>	<p>【サイバー官・技術情報課】</p> <p>①新規採用者及び交流研究員、転入者へのガイダンスの実施(つくば)</p> <p>令和2年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスにおいて「情報セキュリティ対策について」を周知した。(4月27日及び28日 28/68名)</p> <p>在宅勤務などのため開催日に出席できない者には、各講義の要点や担当者をまとめた資料を配付し、自習により実施した。(40/68名)</p> <p>(横須賀)</p> <p>ガイダンスの開催を見送ったことから情報セキュリティ説明資料をイントラに掲載し、自習できる環境を整え、対象職員へ周知した。(4月28日揭示、対象者21名)</p> <p>②所内職員に向けた講習会の実施(つくば)</p> <p>講習資料を、在宅勤務時のリモートワークや最近流行の兆しがあるマルウェア「Emotet」など、より身近な内容とし、また集合による講習会開催方式を見直して講習資料を3月29日にイントラに掲載し、全職員が自習できる環境を整えた。</p> <p>(横須賀)</p> <p>情報セキュリティ説明資料を4月27日所内掲示板に掲示するとともに職員全員に周知し、自習できる体制を提供した。</p> <p>つくばと連携し、同一講習資料を3月29日に所内掲示板に掲示し、自習できる体制を提供した。</p>	<p>・概ね計画通り実施することができた。</p> <p>①イントラや所内掲示板に掲載することで職員の情報セキュリティに関する意識向上と当事者意識の醸成に努めた。</p> <p>・未受講者について、自習の実施を確認した。</p> <p>②講習会資料はリモートワークなどの身近な内容とし、情報セキュリティ対策への関心と意識向上が図られるよう努めた。なお、年度末での実施となってしまったことは反省点であるが、4月以降も職員の自習実施を促す注意喚起を行う。</p>

推進計画	取組状況	取組状況の評価・効果
(2) 標的型メール攻撃に対する訓練の実施	標的型メール攻撃訓練を、昨年度に引き続き今年度も茨城県警サイバー警察隊の協力を得て3月15日及び16日に実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 計画通り実施することができた。 ・各自に標的型メールが送付される危険性の自覚とその後の対応方法を身につけてもらうよう努めた。なお、一部の職員からセキュリティ事務局への通報もあり、一定の対応方法は身につけていると判断できた。
(3) 情報セキュリティの自己点検の実施	総合政策局からの指示により例年実施している自己点検について、次の期間で実施した。 つくば 12月4日～18日 横須賀 12月8日～18日	<ul style="list-style-type: none"> ・総政局が定めた重点点検項目の基準実施率を全て超えているため、各自が情報セキュリティ対策を講じていると判断できた。 ・理解が不十分な項目については、改めてメールにて全職員に周知した。
6. 推進計画の取組に対するフォローアップ【継続】 (1) 各職員等のコンプライアンス等への意識・取組状況を把握するため、推進計画に定めた講習会等の参加状況を記録・保存する。	【総務課・管理課】 当該講習会等の参加状況の記録・保存を適切に行った。	計画どおり実施することができた。
(2) 推進計画に明記した講習会等の未受講者に対し、自習済みの報告を求める。また、理解度を高めることに重点を置く等、講習会内容を検証し、フォローアップを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会等の未受講者に対し、自習済みの報告を求めた。 ・今後、講習内容を検証し、フォローアップを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・報告を求めたことにより、未受講者が自習済みである確認ができた。
(3) 推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、実施状況をとりまとめ、その評価・検証を行うことにより、次年度以降に継続の可否を含めた実施内容等について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況のとりまとめを行った結果、新型コロナウイルス感染防止に対応し、実施時期及び内容とも適切に行われていた。 ・次年度についても、講習会等は職員が参加しやすいよう、可能な限り第3四半期までに実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 （・アドバイザー委員会からは、実施内容について適切であるとの評価を受けている。）
7. 推進計画の取組状況の公表【継続】 推進本部は、推進計画の実施状況を委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPに掲載して行うものとする。	【総務課・管理課】 令和2年度推進計画実施状況について、取りまとめを行った。	委員会の了承を得て、適切に公表を行う。